

社会福祉法人 曙福社会

令和元年6月15日 現在

役員名簿

役職名	氏名	任期
理事長	やしま さとみ 矢島 里美	令和元年定時評議員会から 令和2年度会計に関する 定時評議委員会の終結の時まで (任期2年)
理事	ごとう よしひろ 後藤 良博	
理事	やまうち ゆきお 山内 幸雄	
理事	あんどう かずひこ 安藤 和彦	
理事	さえき としこ 佐伯 聰子	
理事	やしま れいこ 矢島 禮子	
監事	あい あきひこ 藍 昭彦	
監事	まつお よしのり 松尾 美德	

評議員名簿

役職名	氏名	任期
評議員	はやし けんたろう 林 堅太郎	平成29年4月1日から 令和2年度会計に関する 定時評議委員会の終結の時まで (任期4年)
評議員	やまて しげのぶ 山手 重信	
評議員	かわはら よしお 河原 善雄	
評議員	たけうち ひろかず 竹内 宏和	
評議員	なかむら こうきち 中村 弘吉	
評議員	いしかわ みちこ 石川 道子	
評議員	こんや のりこ 紺谷 典子	

社会福祉法人曙福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人曙福社会の役員等及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

2 なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合、この報酬か第4条の報酬のいずれかを支払うものとする。

	報酬(日額)
理事会出席報酬等	10,000円(所得税別)

3 評議員及び役員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。ただし、同日に第1項の報酬を支払うたときはこれを支払わない。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合、この報酬か第4条の報酬のいずれかを支払うものとする。

	報酬(日額)
評議員会出席報酬等	10,000円(所得税別)

4 交通費はその都度実費清算とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員及び評議員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬を支払うことができる。

	報酬(日額)
役員業務報酬等	10,000円(所得税別)

2 監事が監査執行業務を行ったときは次により報酬を支払う。

	報酬(日額)
監査執行業務報酬等	15,000円(所得税別)

(役員及び評議員の報酬の総額)

第5条 第3条及び第5条の規定にかかわらず、各年度の役員・評議員の報酬の総額を次のとおりとし、これを越えて支払うことはできない。

- (1) 各年度の役員報酬総額 500,000円
- (2) 各年度の評議員報酬総額 300,000円

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、当法人旅費規程により宿泊費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な旅費及び経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は評議員会の決議による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。